七　生活保護費	市部人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $\frac{[B + \{C - (D \times 0.965)\} \times 1.015] \times 100}{A}$ D × 0.965 及び {C − (D × 0.965)} × 1.015 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］
		［2～5　略］
八　社会福祉費	人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ(1)、算式イ(2)、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ(1)、算式カ(2)、算式カ(3)、算式キ及び算式クにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア(1) $\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$ 算式ア(1)の符号 ［略］ α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）のうち 0 歳児数及び 1・2 歳児数の合計数が 0 の場合は 1.000 とする。） 算式 $1.3 \times \left(\frac{a \times b \times c}{1.034} + d \right) - 0.3 \times e$ 算式の符号 a　地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.103、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.073、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.066、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.044、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.029、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.000、100 分の 3 地域の市町村にあつては

七　生活保護費	市部人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $\frac{[B + \{C - (D \times 0.968)\} \times 1.013] \times 100}{A}$ D × 0.968 及び {C − (D × 0.968)} × 1.013 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］
		［2～5　同上］
八　社会福祉費	人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ(1)、算式イ(2)、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ(1)、算式カ(2)、算式カ(3)、算式キ及び算式クにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア(1) $\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$ 算式ア(1)の符号 ［同左］ α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）のうち 0 歳児数及び 1・2 歳児数の合計数が 0 の場合は 1.000 とする。） 算式 $1.3 \times \left(\frac{a \times b \times c}{1.022} + d \right) - 0.3 \times e$ 算式の符号 a　地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.103、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.074、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.066、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.044、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.030、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.000、100 分の 3 地域の市町村にあつては